

市立函館高等学校の授業料免除要領

市立函館高等学校の授業料等徴収条例（平成20年函館市条例第70号）第6条の規定に基づき市立函館高等学校授業料の免除の基準を下記のとおり定める。

記

1 授業料の免除について

函館市教育委員会（以下「市教委」という。）は、生徒の家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該生徒の授業料を免除することができる。

- (1) 地震、水害、台風、冷害等の災害または火災等に遭い、授業料の納付が困難となった場合
- (2) 生徒の保護者または保護者に代わって生徒を扶養している者が自動車事故により死亡し、または自動車損害賠償補償法施行令（昭和30年政令第286号）別表の第1級から第3級までの後遺障害に該当し、授業料の納付が困難となった場合
- (3) その他特別の理由により授業料の納付が困難となった場合

2 免除の基準について

- (1) 前項第1号または第3号の規定において、授業料の納付が困難となった場合とは、生徒の家庭が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

ア 年間総収入（賃金、給与、諸手当、失業給付、恩給、年金、利息収入等の合計額）が、年間生活所要額〔年間生活基本額（別記1）、教育費所要額（別記2）、医療費および災害復旧のために要する経費の合計額をいう。〕を下回る場合

イ 事業所得者にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税の所得割が課税されない場合

- (2) 前項第2号において、授業料の納付が困難となった場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

ア 生徒が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であり、現に保護を受けていない場合

イ 生徒が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納

付しないこととなる場合で、その者を扶養する者がいないときまたは生徒を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなるとき。

ウ 生徒または生徒を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付してない場合または市町村民税の均等割のみ納付している場合

エ 生徒を扶養する者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている場合

オ 生徒と同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている場合

カ 生徒と同一生計に属する者が就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている場合

3 免除の申請手続について

(1) 授業料の免除を受けようとする者は、毎年4月25日までに授業料免除申請書（様式1）を学校に提出しなければならない。

ただし、学年の途中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

(2) 前項の申請書には、家庭状況申出書（様式2）および次表に定める免除を受けようとする事由を証明する書類を添えなければならない。

免除事由	添付書類
2の(1)のア	<ul style="list-style-type: none">・源泉徴収票（年末調整後のもの）、給与支払者の発行する給与証明書、市町村長の証明する所得証明書または年金、恩給若しくは失業給付の証書の写し・世帯に療養を要する者がいる場合は医療費支払いの領収書または支払証明書・災害に係るり災証明書、災害復旧に要する見積書等・その他市長が特に必要と認める書類
2の(1)のイ	市町村民税徴収税額通知書の写しまたは市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書

免除事由	添付書類
2の(2)のア	市町村または福祉事務所が発行する要保護者であることを証明する書類
2の(2)のイ	源泉徴収票（年末調整後のもの）または税務署長が発行する納税（非課税）証明書
2の(2)のウ	市町村民税徴収税額通知書または市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書
2の(2)のエ	社会保険事務所長が発行する免除通知書の写し
2の(2)のオ	児童扶養手当証書の写し
2の(2)のカ	市町村教育委員会が発行する就学援助の決定通知書または就学援助を受けていることを証する書類

(3) 前項に定めるもののほか、2の(2)の各号に規定する事由で新規に免除申請する場合には、交通事故による死亡証明（様式3）または交通事故による後遺障害の証明（様式4）を添付することとする。

(4) 免除申請書に添付する書類のうち、証明書発行時期等の関係で時間を要する場合には、適宜市教委の判断により措置を講ずることができるものとする。

4 免除の決定について

(1) 免除の決定については、会計年度毎に市教委が行うものとする。

(2) 授業料の免除を決定したときは、市教委は授業料免除承認通知書（様式-A）により申請者に通知する。

(3) 授業料を免除しなかったときは、市教委は申請者に対し免除しない理由を記載した文書により通知しなければならない。

5 免除の取り消しについて

(1) 授業料を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに学校に申し出なければならない。

(2) 市教委は、前項による申出があったときおよび授業料を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、授業料免除取消通知書（様式-B）により申請者に通知する。

6 免除者判定調書について

学校は、市立函館高等学校授業料免除者判定調書（様式－I）により作成する。

7 免除の始期について

免除の始期は、学校において免除申請書を受理した日の属する月からとする。

8 免除の期間について

免除の期間は、当該免除の事由が継続する間（災害による場合は1年以内）とし、会計年度毎に市教委が必要と認める期間とする。

9 その他

授業料の免除に関し、この要領により難しいときは、市教委と協議するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成元年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成2年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成3年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成4年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成5年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成6年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成7年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成8年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成9年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成10年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成11年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成12年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成13年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成14年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成15年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成16年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成17年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

改正後の要領は、平成21年7月1日より適用する。

別記 1

年間生活基本額

(単位：円)

家族構成	年間生活基本額
1 人	2, 134, 473
2 人	2, 668, 863
3 人	3, 204, 693
4 人	3, 699, 283
5人以上1人増ごと	463, 330

別記 2

教育費所要額（1人当たり年額）

(単位：円)

区 分	小 学 生	中学生及び中等教育学校の前期課程の生徒	高校生(専攻科の生徒を除く。)及び中等教育学校の後期課程の生徒
1人当たり所要額	110, 320	184, 810	207, 584

※ 高等学校入学に当たり、入学料及び入学検定料を要した場合は、市立函館高等学校の授業料等徴収条例（平成20年函館市条例第70号）に定める額を限度として加算する。ただし、編入学等による場合は、この限りではない。

様式－A

授 業 料 免 除 承 認 通 知 書

市立函館高等学校

全日制課程普通科 年次 組

氏 名

市立函館高等学校の授業料等徴収条例第6条の規定により，平成 年度 月か
ら 月までの授業料を免除します。

なお，免除事由が消滅した場合は速やかに申し出てください。

平成 年 月 日

函館市長

様式－B

授 業 料 免 除 取 消 通 知 書

市立函館高等学校
全日制課程普通科 年次 組
氏 名

市立函館高等学校の授業料等徴収条例第6条の規定により、平成 年度
月から 月までの授業料を免除していましたが、その事由が消滅したので、
月から免除を取り消します。

平成 年 月 日

函館市長

